

令和3年1月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時  
令和3年1月28日（木）  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時10分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 講堂2（南庁舎3階）
- 3 出席委員  
農業委員11名
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
1名
- 6 出席した事務局職員  
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等  
第1号議案 農地法第5条の許可申請について  
第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
第3号議案 農用地利用集積計画の決定について  
第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配  
分計画案に対する意見について  
報告事項1 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより1月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、佐藤庸子委員、松原圭子委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第2号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」が1件、第3号議案「農用地利用集積計画</p>

	<p>の決定について」が2件、第4号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」が2件でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく権利移動に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p><b>【調書を朗読】</b></p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いいたします。</p> <p>第1号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>1月21日に、水野洋子委員、佐藤庸子委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、平子地区北部の市街化調整区域にあり、はなやさんに通じる道路の北端に位置します。</p> <p>申請地周辺は、北に広大な県有林が展開しており、農地と森林の境界をなしております。申請地は長期の耕作放棄で森林化が進んでおりましたが、写真から分かるように、既に伐採が進んでおり、調査時点ではコナラの大木を数本残すのみとなっております。</p> <p>申請地の隣接地は、資材置き場として開発が進んでおり、幅員4メートルの未舗装道路が南北に縦貫しております。道路を挟んで斜め向かいに譲受人の現在の資材置き場借地があります。道路東側の資材置き場の雨水は、東斜面の森林に排水されています。一方、道路西側の作業所の雨水は、道路側溝がないため、道路に排水されています。そのため、道路が傷む都度、舗装材や砂利で補修しているとのこと。また、申請地は西側高台で遊休農地と、南側下手で果樹・野菜の植わる三角形の小区画農地と接しています。</p> <p>転用目的は、譲受人が借りている隣接の資材置き場の返却を迫られており、その代替地を確保することにあります。事務局を通して事業者を確認しましたところ、借地は向かいの資材置き場であるとのこと。土地造成としては、砂利敷きによる整地で、雨水排水は自然浸透で処理をしようとしています。砂利敷きによって土壌流亡は抑えられると思いますが、自然浸透で高強雨時には浸透しきれ</p>

	<p>ず、道路への流出は避けられないと考えます。そのため、現在行われているように道路の管理は引き続き実施していく必要があると考えます。譲受人は、被害に対して責任を持つとしていますが、その一環で処理されるものと考えます。一方、南側農地への雨水流出については土塁などで遮水が簡単に可能であると考えます。資金については、譲受人の自己資金で計画されており、貯蓄残高も十分と考えます。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としましては、許可の基準を満たしているものと判断し、許可相当と思われます。</p> <p>よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、第1号議案「農地法第5条の許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、第1号議案について許可相当とすることに決定しました。</p> <p>続いて、第2号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>第2号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」説明をします。</p> <p>この議案は、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について、引き続き農業を行うことにより、申請者が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予を受けるための適格者であることについて、本市農業委員会の承認を得るものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p><b>【調書を朗読】</b></p> <p>第2号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>

<p>飯沼勝則 委 員</p>	<p>1月20日、若杉満委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、国道363号線を瀬戸方面に向かったコンビニのある丁字路から南方向へ進み、2つ目の信号を過ぎたところに位置しています。申請地周辺は、住宅地で南側に駐車場があり、申請地東側隣接農地と合わせて生産緑地指定がされており、既に相続人が耕作しています。</p> <p>申請地は、現在野菜が栽培されており、これまでもきちんと管理がされていたものと考えます。また、相続人本人と面談したところ、相続人はこれまで隣の農地を耕作しており、今後も耕作を続けたいとの意向で、耕運機などの機械作業は、息子が手伝いながらやるということで引き続き農業を継続することに支障はないと判断しました。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としましては、基準を満たすものと判断し、証明して差し支えないと考えます。</p> <p>よろしくご審議お願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
<p>水野政起 職務代理</p>	<p>平成29年の9月に、申請地は、生産緑地の主たる従事者証明が出ていましたが、本生産緑地の買取申出は、取り下げられたということでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>通常、従事者が死亡もしくは故障したときに、買取申し出ができるという規定ですので、制限が解除されていないのであれば、申し出をしていない可能性があります。</p>
<p>会 長</p>	<p>質問もないようですので、第2号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」に賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p><b>【挙手全員】</b></p>
<p>会 長</p>	<p>挙手全員により、第2号議案について証明することに決定しました。</p> <p>続いて、第3号議案「農用地利用集積計画の決定について」、第4号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」でございますが、これらの議案は農地中間管理事業の権利設定についての議案でございます。それぞれ関連がございますので、一括で審議をお願いします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>それでは、第3号議案及び第4号議案について説明します。</p> <p>第3号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるものでございます。</p> <p>続いて、第4号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により尾張旭市が作成した農用地利用配分計画の案について、農業委員会の意見を聴取するものでございます。</p> <p>内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>なお、それぞれ関連する案件が2件に分かれていますので、案件ごとに調書を読み上げさせていただきます。</p> <p>それでは、まず、番号1について説明します。</p> <p>【第3号議案 番号1 調書の説明】</p> <p>【第4号議案 番号1 調書の説明】</p> <p>番号1の説明は以上です。</p> <p>続いて、番号2について説明します。</p> <p>【第3号議案 番号2 調書の説明】</p> <p>【第4号議案 番号2 調書の説明】</p> <p>番号2の説明は以上です。</p> <p>なお、第3号議案の権利の設定を受ける者は、すべて農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合していること、第4号議案の借受希望者は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に該当していることを申し添えます。</p> <p>よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりました。これより質疑に移ります。</p> <p>番号1について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第3号議案及び第4号議案の番号1について賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、番号2の質疑に移ります。</p> <p>番号2について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>

会 長	質問もないようですので番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第3号議案及び第4号議案の番号2について賛成することに決定しました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項1「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、1件で643.3平方メートル、主な概要は、瀬戸川町地内で、一般個人住宅です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、4件で1,646.47平方メートル、主な概要は、東大道町地内ほかで、一般個人住宅2件、集合住宅1件、露天駐車場1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	特にございません。
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は2月26日(金)午後2時00分から講堂1にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>